

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第一小学校

校長名 神田 恭司 公印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

Ⅰ 特別支援教室の教育目標

「知」・「徳」・「体」の調和のとれた総合的な力を育むために以下の教育目標を定める。

- ◎自分で考え行動する子（各教科の内容を取り扱いながら行う自立活動）
- 心豊かで思いやりのある子（自立活動）
- 体をきたえ元気な子（自立活動）

Ⅱ 教育目標を達成するための基本方針

- （1）自尊感情、自己肯定感を向上させ、情緒の安定を図り、本人の意思や、保護者、在籍学級担任の願いを基に、授業観察や関係諸機関からの情報を生かして個別指導計画を作成し、一人一人の課題解決に対応した指導を行う。
- （2）好ましい人間関係を築くことができるように、人間関係の形成や集団参加、コミュニケーションのための意欲、態度、技能等の育成を図る。
- （3）児童が抱えている障害による学習上・生活上の困難を改善・克服し、在籍学級で有意義な学校生活が送れるようにする。
- （4）姿勢の保持ができるように体幹を鍛え、目と手の協応や手指の巧緻性、眼球運動など読み書きに必要な基礎的な力を育成する。

Ⅲ 指導の重点

- （1）学校生活の振り返り活動等を通して、自分の得意なところ苦手なところを理解できるようにする。自己決定する場を設け、自己肯定感を育み、学習上及び生活上の困難を前向きに解決していこうとする態度を身に付ける。
- （2）小集団指導や個別指導の中で、ソーシャルスキルトレーニングや話し合い活動等を取り入れ、自分の意思を分かりやすく伝えたり相手の考えを聞き取り理解したりすること等のコミュニケーション能力を高める。
- （3）在籍学級と連携して在籍学級における授業でのつまずきの様子を適切に把握し、児童が現在行えていることや指導すればできること、環境を整えればできることなどに目を向け、児童の実態に応じて環境を整えつつ、児童の特性に応じた学び方や学習規律が身に付くようにする。
- （4）感覚統合や視覚認知の指導、姿勢保持する力を高める運動等を取り入れ、自己の身体について理解を深め、感覚の偏りを軽減していく。

Ⅳ その他の配慮事項

- （1）一人一人の指導回数や指導時間数については、在籍学級における適応の状況を適切に把握した上で決定する。課題の改善の様子について、毎回の指導での変化を捉えながら、担任や保護者からの情報、巡回相談員からの助言、関係諸機関からの情報を参考にして検討し、段階的に指導回数や指導時間数を随時見直し、指導終了につなげていく。
- （2）在籍学級担任、校内委員会等を通して学校全体で情報を共有していく。また、家庭、専門機関、地域社会と連携し、指導、支援体制を充実させる。
- （3）学校生活支援シート及び個別指導計画の作成と活用においては、在籍学級担任、家庭、教育支援課、医療等の関係諸機関と十分に連携をする。
- （4）特別支援に関する校内研修会を計画的に行い、教職員の特別支援教育を踏まえた児童理解や対応のスキルの向上につなげる。児童や保護者には、特別支援教育や特別支援教室の理解啓発のための発信を行い、互いを認め合い、支え合う児童の育成を目指す。
- （5）巡回相談の心理士等の助言を受け、児童の特性を適切に捉え、指導に生かす。
- （6）在籍学級担任や中学校特別支援教室担当者等と連携し、継続した指導を行っていく。